

特定非営利活動法人そらとぶさかな定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人そらとぶさかなという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもやその保護者に対し、安心して交流できる場の提供や食事支援、産後の心と体ケアのサポート、豊かな体験活動の企画運営に関する事業を行い、孤食の増加、産後の孤立、又、子どもの体験格差といった現代社会における課題を解消することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 保護者及び子ども乳幼児のための支援事業
 - ② 困窮世帯への物資支援事業
 - ③ 育児に関する相談事業
 - ④ 保護者と子どもへの体験事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を

もって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、こ

れを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理

事に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐藤 弘栄
副理事長	奈良 典子
理事	竹永 富妙子
同	濱田 理衣奈
監事	山田 弘樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 年額3,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 年額3,000円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 そらとぶさかな

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	さとう ひろえ 佐藤 弘栄		無
理事	なら のりこ 奈良 典子		無
理事	たけなが ふみこ 竹永 富妙子		無
理事	はまだ りいな 濱田 理衣奈		無
監事	やまだ こうき 山田 弘樹		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人そらとぶさかな
設立代表者 佐藤 弘栄

1 趣旨

本法人は、子どもとその保護者を対象に、孤食の増加、産後の孤立、又子どもの体験格差といった現代社会における深刻な課題を解消することを目的として設立する。

近年、共働き世帯や核家族の増加に伴い、子どもが一人で食事をとる孤食の問題が顕著化している。また、産後の母親が地域や家庭から孤立し、十分な支援を得られない事による心身の負担は、母子の健康に大きな影響を及ぼしている。さらに、子ども達が経済的な理由や親の就業状況、核家族に代表される育児への参加人数の低下により多様な体験による学びの機会を得られず、成長や社会性の発達に差が生じる子どもの「体験格差」も見逃ごせない。それ以外にも、生活困窮世帯に対しては、子育てや生活の負担軽減を目的とした物資支援も行い、地域全体で子どもと家庭を支える仕組みづくりを進める必要がある。

これらの社会課題を解決するため、本法人は安心して交流できる場の提供や食事支援、産後の心ケアのサポート、豊かな体験活動の企画運営を通じて、子どもと保護者が地域で繋がりがあ、健やかに育つ環境づくりを推進することを目指す。

当法人の活動は、心が満たされ、人とつながり、未来が育つ場所を目的として活動してゆきます。

今日まで活動をしてきた中で、今後も弊団体の活動の拡大が見込まれる中で、持続可能な組織体制の構築と公益性や公共性の観点から特定非営利活動法人として活動することが望ましいと考えたため、特定非営利活動法人そらとぶさかなを設立する事となりました。

2 申請に至るまでの経過

2025年2月 任意団体「そらとぶさかな」発足
2025年4月 ゆめいろ食堂・赤ちゃん食堂運営開始
2025年5月 トルファン子ども食堂運営開始
2025年5月 有志により法人化の意思確認
2025年6月 ゆめいろ子ども食堂夕陽ヶ丘運営開始
2025年12月 設立総会開催

初年度事業計画書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 そらとぶさかな

I 事業の実施方針

本法人は、地域の子どもとその保護者を対象に、孤食や産後の孤立といった社会課題の解消を目的として「赤ちゃん食堂」および「子ども食堂」を中心事業として位置付ける。これらの食堂では、安心・安全な食事の提供に加え、参加者が気軽に交流できる場を提供することで、孤立の防止と地域のコミュニティの形成を促進する。

また、食事提供だけでなく、産後の母親に向けた相談支援や子育て情報の提供、栄養や育児に関する多角的な支援を実施する。

地域のボランティアや関係機関と連携し、持続可能かつ効果的な運営体制を確立しながら事業展開を図る。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 保護者及び子ども乳幼児のための支援事業

【内 容】 赤ちゃん食堂：利用時間外の保育施設を活用し、2歳までの乳幼児およびその保護者を受け入れて「赤ちゃん食堂」を開設します。安心・安全な食事を提供するとともに、地域の親子が気軽に集える環境を整えます。近隣ボランティアが食材の調達から栄養バランスのとれた食事の調理までを担い、保護者に寄り添いながら、心身ともに休まる雰囲気づくりを進めます。

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 毎月第4金曜日 11時～13時

【事業の対象者】 地域の2歳以下の子どもとその保護者

【収 益】 60,000円（利用料 500円*10人*12か月※但し、子どもは無料）

【費 用】 120,000円（食材費 500円*20人*12か月）

【内 容】 子ども食堂：利用時間外の保育施設や喫茶店を活用し、18歳未満の子ども、およびその保護者を受け入れて「子ども食堂」を開設します。安心・安全な食事を提供するとともに、地域の親子が気軽に集える環境を整えます。近隣ボランティアが食材の調達から栄養バランスのとれた食事の調理までを担い、子どもや保護者、地域の人々が交流できる温かい雰囲気づくりを進めます。

a. ゆめいろ子ども食堂

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 毎月第4木曜日 17時～19時

b. トルフアン子ども食堂

【実施場所】 大阪市中央区槍屋町 1-1-10

【実施日時】 毎月第4土曜日 13時～15時

c. ゆめいろ子ども食堂夕陽ヶ丘

【実施場所】 大阪市天王寺区勝山 2丁目 19-1

【実施日時】 毎月最終の日曜日 11時～13時

【事業の対象者】 地域の子どもとその保護者

【収 益】 198,000円（利用料 a:500円*20人*12ヵ月 b:300円*5人*12ヵ月 c:500円*10人*12ヵ月※但し、子どもは無料）

【費 用】 420,000円（食材費 a:350円*60人*12ヵ月 b:400円*15人*12ヵ月 c:400円*20人*12ヵ月）

(2) 困窮世帯への物資支援事業

【内 容】 困窮世帯を対象に、2ヵ月に1回、支援物資を無償でお渡ししま

す。地域のつながりを活かし、物資は地域の家庭や企業からの寄付により調達します。生活に困難を抱える家庭への支援を継続的に行います。

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 2ヶ月ごとに配布

【事業の対象者】 生活困窮世帯

【収 益】 0円（無償配布）

【費 用】 0円（地域の家庭や企業からの寄付により調達）

(3) 育児に関する相談事業

【内 容】 産後の家庭が直面する心身の負担や育児不安を軽減し、保護者が安心して子育てを行える環境を整備する事を目的とする。

特に、産後の母に生じやすいとされる孤立、情緒不安、メンタルヘルスの悪化等の課題に対し、悩みや状況を丁寧に聞き取り、生活や子育てに役立つ情報や方法を提供することで、産後の心と体のケアをサポートします。利用者が安心して日常生活や育児に向き合い親子の健全な関係形成および育児力の向上を支援します。

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 赤ちゃん食堂・子ども食堂実施日

【事業の対象者】 悩みを抱える方

【収 益】 0円（参加費 無料）

【費 用】 0円（人件費は無償ボランティアによるため発生せず）

(4) 保護者と子どもへの体験事業

【内 容】 地域の人々を対象に、シャボン玉イベントを実施します。桃山学院大学しゃぼん玉同好会と共催で、参加者が屋外でシャボン玉を楽しみ、ゲストによる演出で場を盛り上げ、地域の人々が気軽に集い、交流できる場をつくります。

【実施場所】 大阪市天王寺区内 桃陽健康ひろば

【実施日時】 2026年11月

【事業の対象者】 地域の希望者

【収 益】 50,000円（参加費 500円*100人）

【費 用】 50,000円（会場費 5,000円、イベント材料費 10,000円、謝礼金（ゲスト出演料）35,000円、人件費は無償ボランティアによるため発生せず）

翌年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 そらとぶさかな

I 事業の実施方針

翌年度も本法人は、地域の子どもとその保護者を対象に、孤食や産後の孤立といった社会課題の解消を目的として「赤ちゃん食堂」および「子ども食堂」を中心事業として位置付ける。これらの食堂では、安心・安全な食事の提供に加え、参加者が気軽に交流できる場を提供することで、孤立の防止と地域のコミュニティの形成を促進する。

また、食事提供だけでなく、産後の母親に向けた相談支援や子育て情報の提供、栄養や育児に関する多角的な支援を実施する。

地域のボランティアや関係機関と連携し、持続可能かつ効果的な運営体制を確立しながら事業展開を図る。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 保護者及び子ども乳幼児のための支援事業

【内 容】 赤ちゃん食堂：利用時間外の保育施設を活用し、2歳までの乳幼児およびその保護者を受け入れて「赤ちゃん食堂」を開設します。安心・安全な食事を提供するとともに、地域の親子が気軽に集える環境を整えます。近隣ボランティアが食材の調達から栄養バランスのとれた食事の調理までを担い、保護者に寄り添いながら、心身ともに休まる雰囲気づくりを進めます。

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 毎月第4金曜日 11時～13時

【事業の対象者】 地域の2歳以下の子どもとその保護者

【収 益】 60,000円（利用料 500円*10人*12ヵ月※但し、子どもは無料）

【費 用】 120,000円（食材費 500円*20人*12ヵ月）

【内 容】 子ども食堂：利用時間外の保育施設や喫茶店を活用し、18歳未満の子ども、およびその保護者を受け入れて「子ども食堂」を開設します。安心・安全な食事を提供するとともに、地域の親子が気軽に集える環境を整えます。近隣ボランティアが食材の調達から栄養バランスのとれた食事の調理までを担い、子どもや保護者、地域の人々が交流できる温かい雰囲気づくりを進めます。

a. ゆめいろ子ども食堂

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 毎月第4木曜日 17時～19時

b. トルファン子ども食堂

【実施場所】 大阪市中央区槍屋町 1-1-10

【実施日時】 毎月第4土曜日 13時～15時

c. ゆめいろ子ども食堂夕陽ヶ丘

【実施場所】 大阪市天王寺区勝山 2丁目 19-1

【実施日時】 毎月最終の日曜日 11時～13時

【事業の対象者】 地域の子どもとその保護者

【収 益】 198,000円（利用料 a:500円*20人*12ヵ月 b:300円*5人*12ヵ月 c:500円*10人*12ヵ月※但し、子どもは無料）

【費 用】 420,000円（食材費 a:350円*60人*12ヵ月 b:400円*15人*12ヵ月 c:400円*20人*12ヵ月）

(2) 困窮世帯への物資支援事業

【内 容】 困窮世帯を対象に、2ヵ月に1回、支援物資を無償でお渡しします。地域のつながりを活かし、物資は地域の家庭や企業からの寄付により調達します。生活

に困難を抱える家庭への支援を継続的に行います。

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 2ヶ月ごとに配布

【事業の対象者】 生活困窮世帯

【収 益】 0円（無償配布）

【費 用】 0円（地域の家庭や企業からの寄付により調達）

(3) 育児に関する相談事業

【内 容】 産後の家庭が直面する心身の負担や育児不安を軽減し、保護者が安心して子育てを行える環境を整備する事を目的とする。

特に、産後の母に生じやすいとされる孤立、情緒不安、メンタルヘルスの悪化等の課題に対し、悩みや状況を丁寧に聞き取り、生活や子育てに役立つ情報や方法を提供することで、産後の心のケアをサポートします。利用者が安心して日常生活や育児に向き合い親子の健全な関係形成および育児力の向上を支援します。

【実施場所】 大阪市天王寺区石ケ辻町 18-15

【実施日時】 赤ちゃん食堂・子ども食堂実施日

【事業の対象者】 悩みを抱える方

【収 益】 0円（参加費 無料）

【費 用】 0円（人件費は無償ボランティアによるため発生せず）

(4) 保護者と子どもへの体験事業

【内 容】 地域の人々を対象に、シャボン玉イベントを実施します。桃山学院大学しゃぼん玉同好会と共催で、参加者が屋外でシャボン玉を楽しみ、ゲストによる演出で場を盛り上げ、地域の人々が気軽に集い、交流できる場をつくります。

【実施場所】 大阪市天王寺区内 桃陽健康ひろば

【実施日時】 年1回

【事業の対象者】 地域の希望者

【収 益】 50,000円（参加費 500円*100人）

【費 用】 50,000円（会場費 5,000円、イベント材料費 10,000円、謝礼金（ゲスト出演料）35,000円、人件費は無償ボランティアによるため発生せず）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 そらとぶさかな

成立の日から2027年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0	30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
キューピー未来たまご助成金	100,000		
大阪市善意銀行協同募金	200,000	300,000	
4. 事業収益			
保護者及び子ども乳幼児のための支援事業	258,000		
困窮世帯への物資支援事業	0		
育児に関する相談事業	0		
保護者と子どもへの体験事業	50,000	308,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			638,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
食材費	540,000		
会場費	5,000		
イベント材料費	10,000		
謝礼金	35,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	590,000		
事業費計		590,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	30,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	15,000		
管理費計		45,000	
経常費用計			635,000
当期経常増減額			3,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	
当期正味財産増減額			3,000
設立時繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人 そらとぶさかな

2027年4月1日から2028年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	30,000	60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
	0	0	
3. 受取助成金等			
キューピー未来たまご助成金	100,000		
大阪市善意銀行協同募金	200,000	300,000	
4. 事業収益			
保護者及び子ども乳幼児のための支援事業	258,000		
困窮世帯への物資支援事業	0		
育児に関する相談事業	0		
保護者と子どもへの体験事業	50,000	308,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			668,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
食材費	540,000		
会場費	5,000		
イベント材料費	10,000		
謝礼金	35,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	590,000		
事業費計		590,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	43,200		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	43,200		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		73,200	
経常費用計			663,200
当期経常増減額			4,800
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	
当期正味財産増減額			4,800
前期繰越正味財産額			3,000
次期繰越正味財産額			7,800